第28回 IFRS諮問会議（IFRS Advisory Council）報告

企業会計基準委員会専門研究員　又邊（またべ）　崇（たかし）

※IFRS Advisory Council：国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議（旧称「SAC」）

国際会計基準審議会（IASB）の第28回IFRS諮問会議（以下「諮問会議」という。）が、2010年６月21日と22日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、諮問会議メンバーである金子誠一社団法人日本証券アナリスト協会理事、オブザーバーとして金融庁より園田　周企業開示課課長補佐が出席した。主な会議の内容は、以下のとおりである。

Ⅰ　MoU作業計画の改訂

１．IASBとFASBの共同声明

2010年６月２日、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）は、MoU作業計画の改訂を行う旨の共同声明を公表した[1]。共同声明の主な内容は、以下のとおりである。

- 国際財務報告基準（IFRS）と米国会計基準の重要な改善とコンバージェンスをもたらすと考える論点とプロジェクトにさらに明確に焦点を置くことができるように、主要なコンバージェンス・プロジェクトの優先順位付けを行う。
- 基準の品質に極めて重要な、デュー・プロセスでの広範かつ有効な利害関係者の参加を可能とするように、公開草案の公表と関連する協議（公開円卓会議等）の時期をずらす。各四半期に公表する重大又は複雑な公開草案の数を４つに制限する。
- 実効日及び経過規定に関する利害関係者の意見を求める別個の協議文書を公表する。

修正戦略は、コンバージェンスによる解決が至急求められる場合、当初のMoUで識別した多くのプロジェクト（MoUプロジェクトではない他のプロジェクトも同様）について、2011年６月の目標完了日を維持するが、2011年後半に延期したプロジェクトもある。

２．諮問会議メンバーに対するMoUプロジェクトの優先順位に関する調査

MoUプロジェクトの優先順位に関する調査が、2010年４月に諮問会議メンバーに対して行われた。この調査は、MoUプロジェクトに含まれる13の共同プロジェクトのうち、最も重要なプロジェクト５つと最も重要でないプロジェクト５つを挙げることを求め、25名の諮問会議メンバーが回答した（回答率は50%を少し超えている）。

調査結果は次頁の表のとおりであり、最も重要なプロジェクトとして、金融商品、連結、保険の３つのプロジェクトを回答者の過半数が支持した。優先順位の最も低いプロジェクトとして、法人所得税、ジョイント・ベンチャー、排出権取引の３つのプロジェクトを回答者の過半数が選択した。

【議論の内容】

多くの諮問会議メンバー（IOSCO、EFRAG等）は、金融危機対応プロジェクトと保険契約が優先順位の高いプロジェクトとして挙げられていることに賛同した。

【参加者のコメント】

- 両審議会が、公開草案のコメントを検討するために十分な期間を関係者に提供するということを歓迎する。それでも、四半期でいくつもの主要なプロジェクトの公開草案のコメントを検討することは非常に大変である。金融危機対応のプロジェクト（金融商品の分類、

表：MoUプロジェクトの優先順位（調査結果）

	合　計	順　位
優先順位の最も高いもの		
金融商品	22	1
連結	15	2
保険	14	3
認識の中止	12	4
公正価値測定ガイダンス	11	5
収益認識	11	5
資本の特徴を有する金融商品	10	7
財務諸表の表示	10	7
退職後給付	7	9
リース	6	10
法人所得税	2	11
ジョイント・ベンチャー	2	11
排出権取引	1	13
優先順位の最も低いもの		
法人所得税	20	1
ジョイント・ベンチャー	20	1
排出権取引	19	3
退職後給付	11	4
財務諸表の表示	9	5
収益認識	9	5
リース	8	7
連結	5	8
資本の特徴を有する金融商品	5	8
認識の中止	4	10
公正価値測定ガイダンス	4	10
保険	4	10
金融商品	1	13

ヘッジ、連結、SPE、公正価値測定）の優先順位が高いのは当然のことであり、保険も重要と考える。また、コンバージェンスの過程で基準の品質を犠牲にしてはならない。いったん基準設定過程が終了した時点で鎮静期間を設けることに反対しない（IOSCO）。

- 公開草案がまとめて出ると、コメントをまとめるのが困難で、半年間の実質延長は合理的と思える。ただし、日本国内には、金融商品会計基準についてのIASBとFASBの意見の相違等から、両者はコンバージ（収斂）しているのではなく、ダイバージ（発散）しているのではないかという懸念がある。期間延長を収斂のために用いてほしい（金子委員）。
- 諮問会議メンバーがプロジェクトの優先順位をボードに伝える機会があることは歓迎するが、ボードが13のプロジェクトを継続するのであれば、諮問会議メンバーによる優先順位付けは意味がなくなる（国際財務エグゼクティブ/GE）。
- 英語圏であるオーストラリアは有利であり、さらに公開草案を扱いやすくなる。一方で、非英語圏の関係者が、意味のあるフィードバックができる適切なコメント期間を望んでいることに共感する（Macek諮問会議副議長）。
- フィールド・テストは良い考えであるが、コメント期間の4か月間で実施することはできない（欧州保険・再保険連盟（CEA））。
- 保険契約プロジェクトの優先順位が高いことを支持する。しかし、少なくともカナダは、基準審議に根本的な欠陥がないかを懸念している。フィールド・テストを要求するが、CEAのようにフィールド・テスト期間の延長を提案しない。フィールド・テストは、審議の過程で提案されている代替案が根本的な欠陥を引き起こすことがないことを証明するために行うものである（北米保険会社グループ）。
- 利用者、作成者、監督規制当局のようなカテゴリー別の調査結果が役立つと考える。調査結果によると、財務諸表の表示の優先順位は低いが、利用者グループにとって優先順位は高く、CFA協会にとっては第1位である。また、このプロジェクトを遅延させる全体的な戦略を懸念している。アウトリーチ活動、フィードバックの収集という非常に長いデュー・プロセスがあり、かつての保険プロジェクトのようにリセットボタンを押しているようである（CFA協会）。
- 議論の総括として、Tweedie IASB議長は、以下のように述べた。

「我々は、期限を6か月延長しているのではない。両審議会は、MoUプロジェクトのうち、どのプロジェクトがcriticalであるのかを決めた。importantではあるが、criticalではないプロジェクトを延期することとした。criticalなものを追加検討することとし、例えば、リース・プロジェクトでは当初、賃借人の会計処理だけを検討していたが、賃貸人の会計処理も検討する。また、基準の品質に留意するのは当然である。

コメント期限を6か月に延期したくないのは、誰もが土壇場でコ

メントを提出するからであり、プロジェクトの完了を急がせることになる。コメント期限を過ぎても、アウトリーチやフィールド・テストを継続すればよい。

主要なプロジェクトの公開草案の公表を各四半期で制限する点については、保険は多くの人には関係がないため、収益認識とリースの２つを検討すればよい。また、収益認識と保険とは異なるため、保険会社が検討するのは保険とリースの２つである。

優先順位の低いプロジェクトのうち、法人所得税については、主要な問題が生じている地域が香港等に限定されている。退職後給付プロジェクトでは、回廊アプローチを既に削除した。財務諸表の表示プロジェクトでは、その他の包括利益の会計処理がIFRSと米国会計基準で異なるため、その他の包括利益の表示が最も重要である。」

Ⅱ 2011年後作業計画

（アジェンダ・ペーパーの概要）

2009年11月と2010年２月、諮問会議は、財務報告環境の観点から戦略的検討を議論した。諮問会議の議論の重大な制約は、MoUプロジェクトのすべてが2011年６月までに完了するという前提である。IASBの戦略、作業計画、優先順位は、以下の定款に規定される目的を反映しなければならない。

(a) 公益に資するよう、明確に規定された原則に基づいて、高品質で、理解可能、強制力があり、かつ、世界的に認められた会計基準の単一のセットを開発すること。当該基準は、資本市場の参加者及びその他の利用者が経済的意思決定に役立つように、高品質で透明性があり、かつ、比較可能な情報を要求しなければならない。

(b) IFRSの利用と厳格な適用を促進すること。

(c) 多様な経済環境において、企業の規模と種類のニーズを考慮すること。

(d) 国内会計基準とのコンバージェンスを通して、IFRS採用を促進かつ容易とすること。

諮問会議メンバーは、財務報告の環境と３年間のIASBの作業計画に影響を及ぼす可能性の高い要因を、以下のとおり挙げた。

__高い品質の財務報告__　諮問会議は、IFRSが高品質な財務報告を求める目的達成の確保にIASBが焦点を置かなければならないと考える。国内会計基準とのコンバージェンスは、最早一義的に考慮しない。IFRS適用企業のニーズと同様に、IFRSに移行中の企業（初度適用企業）のニーズに対応することを意味する。

__投資家へ焦点を置く__　諮問会議は、営利目的企業に係る投資家、債権者、その他の資本提供者（投資家）のニーズに役立つIASBの目的を、この時期に変更又は拡大してはならないと考えている。この目的は、G20と監督規制当局も支持している。金融安定化を通した金融システムの保護は監督規制当局の役割であり、監督規制当局がこの責任を負う。資本市場参加者のために設計したIFRS報告と監督規制当局との相互関係は、緊密に監視され、協力されなければならない。しかし、IASBは、監督規制当局の目的を理由として、投資家ニーズに役立つという目的を妥協してはならない（第８項）。

__新基準発行における鎮静期間__　諮問会議は、2011年後のIASBの努力の大部分が、新基準の整合した適用の支援に焦点を置かなければならないと考えている。主要な焦点は、基準の目的が合致しているか、適用、その他の問題の優先順位となる。重要な結論は、IASBとIFRS解釈指針委員会が、問題の生じるときに迅速に対応するために十分な資源がなければならないということである。あるプロジェクトの提案に長所があるとしても、「No」ということを意味する。

__整合性と品質__　現在の最も重要な要因は、IFRSを用いて報告される情報の整合性と品質である。各国の解釈、カーブアウト、その他のIFRSの修正を回避しなければならない。適用後レビューが主要な継続的活動となり、既存の基準を定期的に（例えば、10年ごと）レビューする。リサーチも、世界的に重大なトピックを識別するために必要である。諮問会議は、主要な活動が、基準が整合的に解釈・適用され、意図された結果を生み出すようでなければならないと考えている。

__概念フレームワークのアップデート__

諮問会議は、概念フレームワーク（開示フレームワークを含む）のアップデートが不可欠であると考える。将来の原則主義の基準の改革にとって適切な「ロードマップ」を提供し、現行基準の矛盾の解決に役立ち、包括的なレビューと開示規定の合理化を可能とする。

__アウトリーチ活動__　諮問会議は、拡張したアウトリーチ活動（円卓会議やフィールド・ビジット）が不

可欠と考える。テクノロジー（ウェブ上の調査等）を利用し、コメントレターへの依存を減らす。各国基準設定主体との緊密な作業関係は不可欠である。各国基準設定主体は、テクニカルな作業計画の重要な資源であり、IASBの「目と耳」として活動することができる。

財務報告の将来　財務報告の利用者の種類とそのニーズは、市場条件の変化とテクノロジーの進展（世界的なXBRLタクソノミーの開発）とともに改革される。

IFRSとSME向けIFRSとの関係の管理

IFRSと中小企業（SME）向けIFRSの共存は、注意深く管理しなければ、混乱の原因となる。（第15項）

【議論の内容】

監督規制当局のメンバーは、「IASBの目的は投資家ニーズに役立つものであり、監督規制当局の目的に妥協してはならない」というアジェンダ・ペーパー第８項の文言に懸念を持ち、「IASBの目的として投資家のニーズに供することを支持するが、金融安定化を無視すべきではない」（国際保険監視機構（IAIS）、バーゼル委員会）と発言した。

これに対して、「IAISとバーゼル委員会の意見に同意しない。IASBの目的は投資家のニーズを満たすことである」（EFRAG）、「会計基準設定主体には透明性及び比較可能性確保の役割があり、IASBは監督規制当局の役割を担うべきではない」（英国保険協会（ABI）／投資マネジメント協会（IMA））、「投資家のための会計と監督規制当局による会計とは異なる」（BDOインターナショナル）、「投資家の視点を重視することが肝要」（金融庁）、「会計基準設定主体の独立性を保持することは不可欠である。監督規制当局は政府の代理人であり、基準設定主体の独立性が危険にさらされることを危惧する」（Macek諮問会議副議長）との意見が述べられた。一方、先のIASISとバーゼル委員会からの発言に賛同して、「アジェンダ・ペーパー第８項が監督規制に関して否定的なメッセージを伝えていることに同意する。会計基準設定主体は、透明性だけを追求すべきではない。IASBは既に監督規制当局とテクニカルな議論を行っている」（欧州委員会）、「投資家の関心と監督規制当局の関心は完全に別々ではない」（世界銀行）との意見も述べられた。

SME向けIFRSとの関係については、「SME向けIFRSが簡素化を許容することにより、IFRSから乖離した概念が生じ、各国でさまざまな基準が増殖することになる」（シンガポール会計・企業規制庁）、「SME向けIFRSはIFRSから乖離し始めており、時間とともに差が大きくなるという問題がある。IFRSのブランドが脅威にさらされることを危惧する」（CFA協会）、「SME向けIFRSについては、ボードが安定性を保つこと、すなわち、３年は見直さないことを確約しており、アジェンダ・ペーパー第15項の表現は安定性を害している」（欧州委員会）との意見が述べられた。

以上の議論を総括して、Cherry諮問会議議長は、「本ペーパーをボードに提出することの同意が得られた。再度修正し、確認した後に提出する。第８項については、IASBの目的が投資家ニーズに供することに変わりはないが、監督規制当局との関係を含めたものにする。IFRSとSME向けIFRSは幅広く用いられ、両方とも重要であるが、共存することは非常に難しく、注意深く管理しなければならない」と述べた。

【参加者のコメント】

- 定款変更により、IFRS採用が目的であり、コンバージェンスは目的ではないにもかかわらず、「国内会計基準とのコンバージェンスを通じてIFRS採用を促進かつ容易とする」という表現はおかしい。アウトリーチ活動に賛成するが、コメントレターへの依存を減らすということを議論した覚えがない。また、適用後レビューは重要であるが、基準設定主体の主要活動でなければならないという点は疑問である（EFRAG）。
- 概念フレームワークは重要であり、開示フレームワークとともに検討する場合には、ペースを遅くするべきであり、さもなければ、区別して検討すべきである（ABI/IMA）。
- 投資家の視点を重視することが肝要、また、アウトリーチ活動が重要であり、その一環として、IASBがロンドン以外にもサテライト・オフィス（liaison office）を設置するべきである（金融庁）。

Ⅲ 財務諸表の表示

財務諸表の表示プロジェクトは、一体性と分解の原則を提案している。一体性とは、財務諸表の項目間の関係が明確であり、企業の財務諸表が可能な限り相互に補完し合っていることを意味する。分解とは、資源が用いられている活動及び経済的特徴により、当該資源を区分することを意味する。これらの原則により、企業の財務諸表情報の理解可能性が増

大する。

本プロジェクトの提案により、セクション、カテゴリー、サブカテゴリー、関連する小計という様式において、財政状態計算書、包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書に係る共通の構造が確立される。

包括利益計算書において、企業は、収益・費用を機能別に分解する。機能別分解が企業の活動、将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性の理解に有用でない場合、企業は収益・費用を機能別に分解しない。

IFRSでは、すべての企業は、性質別に収益・費用を包括利益計算書で分解するか、あるいは当該情報を単一の注記で開示する。一方、米国会計基準においてセグメント注記を求められる企業は、報告セグメントごとに性質別に収益・費用をセグメント注記で分解する。FASBの提案によると、セグメント注記でのその他の情報に追加して、企業は、報告セグメントごとの営業損益、営業資産、営業負債、営業キャッシュ・フローの測定値を提供し、当該営業測定値の合計を、対応する連結上の合計に調整することも求められる。

キャッシュ・フロー計算書において、企業は直接法を用いる。例えば、顧客からの収入、棚卸資産購入のための供給者への支出等の営業活動の収入・支出を区分表示する。キャッシュ・フローの分解は、包括利益計算書よりも限定的である。また、企業は、営業利益から営業キャッシュ・フローへの調整を、キャッシュ・フロー計算書の一部として求められる。

【参加者のコメント】

（分解の原則）

- 機能別分類が重要であることを前提とすると、機能別・性質別分解に他の分解の規準を組み合わせるにはコスト・ベネフィット分析が必要である。多くの企業は、機能別・性質別の情報をそれぞれ異なるデータから抽出するため、例えば、（機能別の）広告宣伝活動で（性質別の）労務費を把握するには、コスト・ベネフィット分析で正当化しなければならない（欧州発行企業/欧州産業円卓会議）。
- 監督規制当局としてさまざまなフォーラムで発言していることだが、本プロジェクトの提案は金融機関にとって合理的ではない。事業と財務セクションの区分表示は、銀行にとって有用ではない（バーゼル委員会）。
- キャッシュ・フロー計算書での分解は、包括利益計算書よりも制限するという提案を支持しない（米国機関投資家諮問委員会）。
- 分解情報は有用な情報を提供すると考える。ただし、法人所得税は、分解するのではなく、1つのセクションで表示すべきである（国際会計教育研究学会）。
- 資産・負債の表示として、長期・短期か流動性の順序による表示が選択肢として挙げられているが、比較が困難となるため、選択肢を削除すべきである。個人的には前者を好む（ブラジル証券取引委員会）。
- 機能別・性質別分解と同様、測定基礎による分解にも賛成する。測定基礎が異なるものが同じ科目に含まれると混乱するからである。FASBが提案するように、性質別分解をセグメント情報で注記することは、アナリストの分析に有用である。また、キャッシュ・フロー計算書と包括利益計算書の表示科目を揃えるべきであるという意見に同感である。現在では、損益計算書を調整してキャッシュ・フロー計算書を作成しているからである（CFA協会）。
- 借入から資金管理資産を控除した分を返済に充てる点を反映すべきであるとの欧州利用者からの意見を強調したい（EFRAG）。
- 提案されている財務諸表の構成に同意する。ただし、韓国の利用者は、現行IFRSが営業利益（operating income）の表示を要求していない点に不満を持っている。営業利益は、すべてのアナリストが依拠する重要なものである。今回の財務諸表の表示プロジェクトの提案で示される営業カテゴリーは、この概念と同じものである。各国の利用者が営業利益を求めているかどうかをメンバーに質問したい。また、現行のIAS第1号で営業利益を規定してはどうか（韓国会計基準設定主体）。

これに対して、IASBディレクターは、「当該概念に整合性を与える規準を識別することができるのかは疑問である。営業利益の概念は今回の提案でカバーされるが、発言者の期待する概念と一致するかは分からない」と述べた。

（キャッシュ・フロー計算書）

- 間接的な調整情報のように、あまりに多くの重要な情報は注記の方が適切と考える。本体に表示する提案は良い戦略かもしれないが、理解しがたい（Cherry諮問会議議長）。
- 米国では、直接法によるキャッシュ・フロー計算書と間接法計算書を本体で表示する企業が少数あり、これは良いアプローチと考え

る（CFA協会）。

- 直接法と間接法のキャッシュ・フロー計算書は同じように聞こえるが、実は全く別物である。間接法は、本質的に貸借対照表と損益計算書の調整表であり、両者の理解のために必須である。直接法は、財務分析に深度をもたらす新たな資料である。ともに重要なので、注記ではなく本表で並置すべきである（金子委員）。
- 我々の団体は、直接法によるキャッシュ・フロー計算書を求める両審議会の結論を支持している。学術研究は、直接法によるキャッシュ・フロー計算書がより良い情報を提供するとしている。また、重要な情報は注記ではなく、本体で表示することが適切である（国際会計教育研究学会）。
- 多くの情報を本体に置くのは問題である。また、セグメント注記で性質別分解を開示するというFASBの見解は理解しがたい。マネジメント・アプローチと分解とは異なる概念であり、両者を組み合わせても有用になるとは思わない（欧州発行企業/欧州産業円卓会議）。

これを受けて、IASBディレクターは、「IFRS第８号「セグメント報告」は、適用後レビューを受けるため、セグメント注記の規定を改訂しないこととした」と説明した。

Ⅳ 関係者の懸念への対応

IASBがテクニカルな議論を完了した後もその提案が批判される場合、IASBの対応方法をどのように改善するかに関して、諮問会議メンバーにアドバイスを求めた。

【議論の内容】

IASBの提案について議論を呼んだ最近のプロジェクトとして、IFRS第９号「金融商品」とIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の２つの例が挙げられて議論された。多くのメンバーは、IFRS第９号とIAS第37号では全く状況が異なるとし、「IFRS第９号では多くのアウトリーチ活動が行われたのに対し、IAS第37号は概念フレームワークの問題である」（KPMG）、「IFRS第９号は金融危機対応であり、公開草案を再公表する時間がなかったのに対し、IAS第37号は金融危機対応ではなく、時間をかけて慎重に検討すべきである」（EFRAG）との意見が述べられた。

【その他の参加者のコメント】

- IASBは会計基準を改善しようという意欲に燃えた人々の集まりであるが、このために時としてあまりに理想的、理論的な考えに走る場合がある。これまでにIASBが最も大きな批判を受けたのは、純利益の廃止と収益認識におけるマーケット・モデルである。批判の原因は、関係者が資産負債観と収益費用観のバランスが取れた基準を求めているのに、IASBが資産負債観に偏向したためである。IASBは賢明にもこれらの案を取り下げ、結果として、柔軟性と現実性を持った組織であり、世界で唯一の会計基準設定主体としての質と能力を持っていることを証明した。もし、IASBが純利益廃止とマーケット・モデルに固執していたら、我が国がアドプションを考えることはなかっただろう。将来、IASBが激しい批判にさらされた場合には、理論的すぎないか、理想的すぎないか、資産負債観に偏向していないかと自問し、天の声を聞いてほしい（金子委員）。

〈注〉

1　2010年６月24日、両審議会は当該共同声明の内容に従って、MoU作業計画を見直した進捗報告書を公表しており、2011年６月までに完成するプロジェクト（金融商品、収益認識、リース、その他の包括利益の表示、保険契約等）とそれ以外（財務諸表の表示、非継続事業等）とに区分している。